

令和7年度 第9回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和7年12月25日(木) 午後 1時30分開会
同日 午後 2時53分閉会

開催場所： 広陵町役場 3階 大会議室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員:(教育長職務代理者)松井秀史、
2番委員:岡野聡子、3番委員:臼井有香、4番委員:村田浩子

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

| | |
|------------------|--------|
| 教育振興部長 | 倉田 洋子 |
| 教育総務課長 | 梅本 和哉 |
| 教育総務課主幹 | 松本 哲知 |
| こどもまんなか部長 | 谷野 良隆 |
| こども課長 | 佐々木 計也 |
| こども政策課長 | 伊藤 哲 |
| 図書館長 | 尾藤 肇子 |
| スポーツ振興課長 | 南 雄太郎 |
| 生涯学習課主幹 | 名倉 聡 |
| 教育総務課指導主事 | 辻 博暢 |
| 教育総務課指導主事 | 富田 英明 |
| 教育総務課(学校支援室)指導主事 | 中村 美和 |
| 教育総務課(学校支援室)指導主事 | 中本 絵美 |

議案(1) 広陵町小・中学校給食アレルギー対応食費負担金交付要綱について

教育長 それでは、議案に入らせていただきます。まず一つ目の、広陵町小・中学校給食アレルギー対応食費負担金交付要綱について、これは教育総務課長からお願いします。

教育総務課長 私の方から、食物アレルギー対応食費負担金交付について説明をさせていただきます。資料が15ページからありますが、修正が入りまして本日机の上にお配りさせていただいております、広陵町小・中学校給食における食物アレルギー等対応食費負担金交付要綱(案)と書いてある別紙をご覧くださいと思います。こちらに沿って今回ご説明させていただきます。こちらにつきましては、現在法制担当のチェックをさせていただいているところですので体裁等の修正が入る可能性がありますので(案)ということで、今回は説明をさせていただきます。まずこちらの1ページ目の概要をご覧ください。こちらの制定目的といたしまして学校給食の無償化に伴い、食物アレルギー等による給食の一部または全部を欠食し、代替食を持参している児童生徒の保護者に対し、経済的な負担均衡を図るべき食物アレルギー等対応食費負担金を交付するものとなっております。対象といたしましては、町立小・中学校に通学し、食物アレルギー又は乳糖不耐症などの食物不耐症による欠食をする者のうち、給食の全部又は牛乳もしくはパンの代替食を持参している者と、その他教育長が認める者となります。負担金といたしまして、教育長が定める額といたしまして、現在アレルギー等により学校給食を減額している額を負担金として支給するものとなります。次に交付対象となる期間となりますが、夏休みである8月を除く、4月から翌年3月までの1年度分といたしまして、年

度途中におきましては、異動や喫食の対象となる飲食物に変更が生じた場合は次に掲げる期間とさせていただきます。まず、年度途中から対象となる場合につきましては、異動等の属する月の翌月から対象となります。逆に年度の途中で対象外になる場合は、異動等があった日の属する月の前月までが対象となります。その他教育長が定める期間を別に定めるようにさせていただきます。次に申請及び決定につきましては、負担金を受けようとする保護者からの申請方法や変更の申請、教育長からの決定方法や変更の申請があったときの変更決定方法を規定しております。負担金の交付といたしましては半期ごとに年2回で支払いを行う予定をしております。交付決定の取り消しにつきましては、対象者でなくなった場合、もしくは誤りについて報告を受けた者への返還と取り消しについて定めるものとなります。施行期日等裏面になっておりますが、そちらの方につきましては令和8年1月1日から施行をいたしまして、その後、条例で学校給食費を徴収しないと定めております。令和9年3月31日までといたしまして施行日時点は従前通りとしております。本文の後に対象者から申請書や決定通知書を添付しております。一緒にご覧いただけたらと思います。以上、要綱の説明となります。

教育長 ありがとうございます。要綱の概要について説明がございましたが、これについて何か質問またはご意見等がございましたらお願いします。15ページの記載内容から差し替えになっている部分は、対象がアレルギーだけではなく食物不耐症が追記されたということです。牛乳などの不耐症ということで飲むとお腹が痛くなる、お腹がゆるくなる等の症状が出る場合を含め「アレルギー等」としたということです。これについてはよろしいでしょうか。

委員A 質問ですが、この対象者はどれぐらいの数の児童生徒がおられるのですか。

教育長 教育振興部長、お願いします。

教育振興部長 今、はっきりした数字は持ち合わせておりませんが、アレルギー等で牛乳またはパンを食べられない児童生徒は、小・中学校合わせて3、40人だったと思います。

教育長 中学校でアレルギー対応できるのは5品目でしたね。小学校はもう少し多かったと思いますが。

教育振興部長 補足で説明させていただきます。議会でも質問されましたのが、不登校等で欠席して家で昼食を摂る子の分については補助しないのか、または、私学に通っている子はどうするのか。同じ町民なのに支援してもらえない子としてもらえない子がいるのは不公平なのではないか、というご意見もありました。他の市町村では不登校の児童生徒に補助をしているところもあることは認識していますが、それらの多くは、物価高騰の臨時交付金を使って一時的に給食を無償化にしている場合のようです。議会でも説明させていただきましたのは、今回の本町の施策は、あくまでも町が提供する給食を無償にするということで制度設計をさせていただいております。本来、アレルギーのお子さんに対しては代替食を町で用意し、それを食べていただくべきところ、なかなかそこまでの対応ができないのでご家庭で用意していただく。そして、その分については町が負担するというところで制度設計をさせていただいております。なお、国が無償化することに合わせて、近隣市町では不登校児童生徒も対象とする方向で考えている自治体もあるようです。本町でも、国の無償化が始まりましたら、対象を拡大していてもよいのかなとは思っております。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。他ございませんか。

委員D すいません。このアレルギーであるとか、食物不耐症っていうことに関しては、診断書とかそういうものは必要とされないのでしょうか。

教育振興部長 はい。診断書を添付のうえ届け出いただくという形になります。なお、単に給食を止めているだけではこの負担金は支給せず、代替食を持参いただいているお子さんの保護者に負担金をお支払いするというようにしております。

教育長 他によろしいでしょうか。それでは、この要綱については承認ということでお願いします。

議案（２）広陵町小・中学校多子世帯給食費支援金交付要綱一部改正について

教育長 続きます、二つ目でございます。広陵町小・中学校多子世帯給食費支援金交付要綱一部改正について、これについても教育総務課長お願いします。

教育総務課長 多子世帯給食費支援金の交付要綱についてご説明させていただきます。24ページからとなりますが、31ページからの新旧対照表で比較を見ていただいた方が分かりやすいと思います。まず資料からの改正となっております。こちらにつきましては、現在の学校給食費というのが本則上は先ほども言ってあったと思うのですが、小学校給食4,200円というのがあったのですが、そちらは5,200円に変えておりまして、中学校給食費につきましては4,500円から5,500円に変更しておるところになります。そちらの方で附則ということで、特例措置で徴収しないと4月からさせていただいておるところではございますが、こちらの方の今回改正させていただきます多子世帯の給食費の支援額といたしましては、ひと月4,000円を支給していたというところもございまして、小学校給食費の方でしたらひと月4,200円の内、4,000円のほとんどを支給しておったというところになっております。これが今回1月からは5,200円という形になりますので、内で4,000円の支給となっておりますことから、給食費のほとんどではなくて一部というところになっておりますので、その文言を変更したものであるということになっております。2条以降からになっておりますが、こちらについてはもう文言整理という形で、2条でしたら主語を明確化させてもらったという形になっております。その中で様式の変更というところも進めさせていただいておりますが、読みづらくて申し訳ございません。変更内容といたしましては、今までの交付決定と不交付決定、こちらの方を別々の表示設定にしていたところではございますが、今回の改正で交付決定と不交付決定と一緒に1枚の用紙で掲げさせていただいております。こちらの方が本来の交付決定の用紙と変更の用紙、2種類を削減をさせていただいております。次に様式の後に40ページまでという形になっておりますが、町立小学校で給食の無償化を実施している者、若しくはアレルギー等、先ほど見ていただいた対応食費負担金の交付を受けている者に関しましては、支給外ということで明記をさせていただいてるものとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

教育長 今、課長から説明をしていただきましたが、多子世帯にかかる給食費支援金要綱の改正ということで、これについて何か質問またはご意見等ございますでしょうか。これは、第3子から支給ということで、小学校中学校の9年間の中で3人の兄弟姉妹がいる場合の一番下の子が対象になるということです。これも割と対象人数は多い方なのですが、無償化に伴って12月31日で終わりですよね。部長、何か補足説明がありましたらお願いします。

教育振興部長 はい。これは給食費を納めていただいた第3子以降分について支給するという要綱なのですが、無償化により、町立小中学校に通う子どもに関しては給食費をいただくなくなりまして、対象としては県立や私学に通うお子さんに限られてまいります。現在、これに該当するお子さんはいらっしゃいませんが、今後、対象者が出てくることはあり得ますので、改正する必要がございます。なお、今、一人当たり月4,000円という補助金額になっておりますが、給食費が実質上がって小中学校とも5,000円を超えていることからすると、この補助額についても見直すべきではないのか、課内で協議してほしいと指示をしております。その答えが出ましたら、また来年度以降で改正させていただくかもしれませんのでよろしくお願いたします。

教育長 第1条にあります、4,200円に対して4,000円を補助している、ここでは「給食費相当額」としていましたが、改正案ではこれが「一部を支援」となりました。何となく「一部」というと少ないイメージを持つのですが、法制担当からはこれ以外に該当する言葉がないということで「一部」に改正されました。これがまた5,000円などにな

れば、逆にこの「一部」は「相当額」に戻るかなと思います。そういうことでご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。それでは、こちらも承認とさせていただきます。

議案（３）後援名義使用許可申請について

「第４４回全日本高等学校女子ソフトボール選抜大会」

教育長 それでは三つ目、後援名義の使用許可申請についてでございます。まず一つ目は、第４４回全日本高等学校女子ソフトボール選抜大会、奈良県ソフトボール協会からの申請です。教育総務課指導主事説明をお願いします。

教育総務課指導主事 失礼いたします。奈良県ソフトボール協会から「第４４回全日本高等学校女子ソフトボール選抜大会」の申請が出ております。４１ページをご覧ください。令和８年３月２０日（金・祝）から３月２３日（月）まで、大阪府、和歌山県、奈良県を会場として高校のソフトボール全国大会が実施されるということです。奈良県会場は広陵町古寺の広陵健民運動場になるということで、広陵町教育委員会及び広陵町に後援名義使用承認申請を出されました。大会出場資格は、予選または推薦を経て出場権を得たチームで、出場者は全体で７００名程度になるとのことです。４２ページから４４ページまでに開催要項が、４５ページに予算書（案）が、４６ページから４９ページまで奈良県ソフトボール協会の規約が、５０ページに令和６・７年度役員一覧表が添付されています。以上です。ご審議をお願いします。

教育長 説明ありがとうございました。今の説明に対して何かご質問またご意見がございますでしょうか。

委員B すみません、書類上だけのことです。内容はとても良いと思うのですが、４５ページに参加料として収入があると記載されていますので、４１ページの経費徴収の有無は有になるのかなとか思いました。

教育長 そうですね。参加費がありますのでね。ご指摘ありがとうございます。他にご意見等ないようですので、これについては承認ということでお願いしたいと思います。

議案（３）後援名義使用許可申請について

「第１８回北葛城郡少年少女空手道選手権大会」

教育長 続きまして、二つ目でございます。第１８回北葛城郡少年少女空手道選手権大会、北葛城郡の空手道連盟から申請が出ております。教育総務課指導主事、よろしくをお願いします。

教育総務課指導主事 北葛城郡空手道連盟より「北葛城郡少年少女空手道選手権大会」の申請が出ております。５１ページをご覧ください。目的は、青少年育成事業の一環として青少年の空手道技術習得の発表の場とする、ということです。実施日は令和８年２月１５日（日）で、９時から１７時までです。実施場所は、河合町立体育館で、参加対象者は幼稚園児、小学生、中学生約１５０名、入場料は無料で、大会参加費は１種目２,０００円です。５２ページから５４ページには実施要項、５５ページに大会次第、５６ページに役員名簿、５７ページに予算案が添付されています。以上です。ご審議をお願いします。

教育長 ありがとうございます。これについても昨年も同じような形で出されております。昨年も承認をさせていただいたかなと思います。少し目を通していただいて確認をお願いします。よろしいでしょうか。これについて何かご意見またはご質問ございますでしょうか。特にないようでございますので、承認とさせていただきます。

議案（３）後援名義使用許可申請について 「サバイバルロボットメイキング」

教育長 最後です。サバイバルロボットメイキングということで、箸尾おこめくらぶから申請が出されております。これについても教育総務課指導主事、お願いします。

教育総務課指導主事 箸尾おこめくらぶより「サバイバルロボットメイキング」の申請が出

ております。58ページをご覧ください。ロボットメイキングとは、ロボットとプログラミングが初めての子どもでも参加できる体験型ワークショップで、ロボットを使って「危険を察知する」「止まる」「よける」といった安全に行動する仕組みを学ぶ事業です。ロボットづくり、プログラミング体験を通して、「考えて行動する力」「失敗してもやり直す力」「ロボットやITへの興味・自信」「安全や防災につながる考える力」等を養いたいとのことです。指導者は厚生労働省認定ものづくりマイスターの方です。実施日時は令和8年2月11日（水・祝）で実施場所は、広陵町萱野の教行寺です。参加対象者は小学5年生～中学生で、定員は15人、参加費は3,000円です。61ページに収支計算書が、62ページに配布予定のチラシが、63ページ、64ページに箸尾おこめくらぶの規約が添付されております。以上です。ご審議をお願いします。

教育長 ありがとうございます。おこめくらぶは本当にいろいろな活動をされていて、今回はロボットメイキングということです。参加費3,000円は、このロボットを作る費用になるのかなと思います。王寺工業高等学校の情報処理部の子どもたちも手伝いに来ていただけるということで、子どもが高校生にいろいろ指導してもらうのはいいことだなと思っています。これについてどうでしょうか。何か質問等ございませんでしょうか。

委員B 収入の部の補助金というのが、これは広陵町協働のまちづくりの助成金ということなので、何の補助金かなと思ったので、具体的に記載していただくと助かります。

教育総務課指導主事 60ページ下にありますように、広陵協働のまちづくりの助成金活動であるということで聞いております。収支計算書のところの補助金の備考のところをそのことを記載していただいたらより明確になろうかと思っておりますので、また連絡させていただきます。

教育長 ご指摘ありがとうございます。広陵町もこういう形で補助しているということで、それも大事なことだと思います。ありがとうございます。

委員B できましたら、チラシの下の方にでも広陵町協働のまちづくりの助成金でやりました、と書いていただくと、このチラシを見られた方は、広陵町はこのようなこともされているのだと知ってくださると思っておりますのでよろしく願いいたします。

教育長 また、おこめくらぶの方に伝えさせてもらおうと思っております。ありがとうございます。他ございませんでしょうか。それでは承認とさせていただきます。これで議案を終わらせていただきます。

その他

教育長 続いて、その他です。まず一つ目は乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について。これについてはこども課長、よろしくをお願いします。

こども課長 はい。私から、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてご説明させていただきます。65ページから最終ページまでになりますが、先日、議会におきまして、この乳児等通園支援事業を実施するための設備及び運営に関する基準を定める条例が可決されました。それにつきましては68ページ以降の内容となっておりますが、この基準により運営していくということになります。内容といたしましては、基本的には設備と運営のための人員等の基準になっておりまして、これまでの通園や保育園の運営基準を参照した内容となっております。次に、65ページに戻っていただき、乳児等通園支援事業の概要を説明させていただきます。乳児等通園支援事業の内容については、下の表をご覧ください。これまでは保育要件あり、保育が必要と言われている方は、0歳から5歳まで認可保育所や認定こども園、もしくは小規模保育施設で預かっていただくことができました。保育要件がない方につきましては、基本的には3歳から5歳が幼稚園で、0から5歳は認可外保育施設で実費で預かっていただいているという状況でございました。今回、0から2歳までにつきましては、保育要件がない場合であったとしても、子どもに集団生活に慣れていただく、または保護者の多様な働き方やライ

フスタイルを支援するという事で、この空いていた部分に関しまして、今回、乳幼児等通園支援事業ということで事業を始めていくことになりました。これにつきましては、全国一律で令和8年4月から給付制度として実施されることとなります。続きまして、66ページをご覧ください。これまで乳児の方をお預かりするに当たっては、保護者が用事や息抜きなどの目的で、子どもを一時的に保育園等に預ける一時保育制度というものがございました。それと今回の乳児等通園支援事業との違いを左右に分けて掲載しております。大きな違いは、利用可能日数です。一時保育は町内実施園4園ございますが、原則月7日まで預かりが可能となりますが、乳児等通園支援事業につきましては、子ども1人当たり月10時間までという設定になっております。続きまして67ページをご覧ください。広陵町ではどういうふうな形で実施をしていくのかという案でございます。まず、実施園につきましては広陵北かぐやこども園、公立園1校でまず実施をしていこうと考えております。実施方法としては、一般型(在園児混合実施)となっておりますが、これにつきましては現在保育園で預かっている子どもさんと一緒に同じ部屋で預からせていただくということを考えております。ですので、保育内容は通園中の幼児と同様となる予定としております。受け入れ幼児の年齢ですが、満6ヶ月から2歳児までとなっておりますが3歳に達する前日までということになります。受け入れ日時につきましては、大体週3回を予定しております。曜日によって年齢別で受け入れをしたいと思います。午前中2時間を予定しております。午前中なので食事の提供はないということで費用は一時間につき300円と考えております。この辺りの内容につきましては基本的には国の制度として示された内容とほぼ同じような状況となっております。スケジュールですが、今現在条例が制定になりましたので、現在予約システム等の調整作業等も始めております。また規則等の整備を行っていくとともに、2月ごろから保護者の方に周知を行っていき、3月から受付開始、4月から利用の開始を進めていきたいと思っております。ざっくりな話になりましたが乳児等通園支援事業につきまして説明させていただきました。

教育長 ありがとうございます。これについて何かご質問またはご意見等がございましたらよろしくお願ひします。国が、来年4月からこういう形で必ず実施するという事で言われましたので、広陵町としてはこの制度について、まずは北かぐやこども園でさせていただくという形になります。

委員A よろしいですか。申し込みがどれぐらいあるかは全くわかりませんが、園の保育士さんについては、申込者に応じてどういう配慮をするかという漠然とした予算措置とかそういうものはこれに沿ってやっておられるのですか。

教育長 課長、お願いします。

こども課長 受け入れ体制で一番重要なのは、その人員の確保、保育士の確保という形になってきます。これにつきましては、予定では1名は乳児等通園支援事業の先生として保育士を配置したいと考えておりますので、そちらの方は必要であれば募集をしていきながらということを考えてございます。

こどもまんなか部長 失礼いたします。今の委員さんのご質問ですが、週3回、月水金を予定しております。月曜日が0歳児、水曜日が1歳児、金曜日が2歳児で調整をしております。その中で、1日当たりの最高園児数、預かれる園児数というのは3名までと考えてございまして、そのMAX3名を1日2時間増えることとなります。ご存知のように、やはり幼稚園、保育園こども園の保育教諭の先生がすごく足りない状態になってございます。そういった中で、北かぐやでどういうふうにやっていけるのかということを考えてきたときに、ある程度、担任、副担任だけではなくてフリーの先生を置いてございます。そういったフリーの先生をその日にそこに回っていただくという対応を考えないとこども誰でも通園制度を利用されるかされないかわからない状態で1人を当てるという余裕が今のところございませんので、フリーの方はある程度結構な人数がいますので、その内の1人を当てる、または一時保育担当の先生、その日が

一時保育というお預かりがなければ、その方に回っていただくということを考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育長 委員Aさん、よろしいでしょうか。

委員A はい。

教育長 ありがとうございます。これについてはよろしいでしょうか。それでは二つ目の、いじめ防止標語の選考についてということで、教育総務課（学校支援室）指導主事お願いします。

教育総務課（学校支援室）指導主事 今年度、いじめ防止標語は1,026作品の応募がございました。その中から、各校各学級からの代表を提出されましたので、第1次審査として学校支援室長と指導主事4名で各校の学年代表1点を決めました。それが今、教育長、4名の教育委員の皆さま、教育振興部長、教育総務課長の机上に載せさせていただいております。その中から各学年の最優秀作品を決めていただくこととなりますので、小学校4年生の部で一つ、5年生の部で一つ、中学2年生の部でどちらか一つ良いと思う作品を選んでいただき丸印をお願いします。会議が終わりまして、お帰りになられる前に、集めさせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

教育長 ありがとうございます。それでは、目を通していただいたらなと思っておりますのでお願いします。続いて図書館長、何か連絡等ございましたらお願いします。

図書館長 図書館から、以前にカルタの絵の選定をいただいた件で、現物が出来上がりましたので、本日お持ちいたしました。お時間がないかもしれませんが、よろしければご覧ください。こちらを使って、1月25日（日）の午後からカルタ大会をさせていただこうと思っております。よろしければお越しください。

教育長 ありがとうございます。はい、教育振興部長。

教育振興部長 私からは、今お配りさせていただきました広陵町行政組織改編についてご報告いたします。今月行われました広陵町議会令和7年第4回定例会におきまして、広陵町行政組織条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、お示ししておりますとおり、行政組織が改編される予定でございます。大きな変更点といたしましては、現行の企画総務部が町長公室と総務部に分かれ、それぞれに新たな課が設けられたり、担当業務が変更されたりというところでございます。教育委員会部局といたしましては、教育総務課の中に新たに学校再編準備室が設けられることと、現行で生涯学習課の中にある文化財保存室が文化財保存活用課として独立する予定でございます。こどもまんなか部については変更ございません。なお、この改編に伴い改正が必要となる規則等があるのですが、資料上部に書いておりますように、課の設置名称及び主な担当業務についてはまだ変更が生じる場合がございますので、確定次第、改正の作業に入ります。また、教育委員会でご審議いただくこととなりますのでよろしく願いいたします。以上です。

教育長 はい。ありがとうございます。続いて、こども政策課長。

こども政策課長 昨日から「こどもの居場所」を夏休みと同じように開設させていただいております。子どもたちが1人でふらっと行けるような場所ということで、開設しております。対象年齢につきましては小学校から29歳ということで、青年の方も利用できるという場所でございます。こちらは、現在真美ヶ丘第二小学校区と北小学校区にございまして、今後は区や自治会にも協力をお願いして、開設できるように、来年度また調整の方をしていきたいと思っております。子どもたちのアンケートの中で玩具等の遊び道具とかあったらいいなというご意見ですとか、折り紙とかあればという要望もありましたので、そういった意見を取り入れまして、さわやかホールでも折り紙とか、折り紙の作り方を書いたものを置かせていただいても子どもたちが過ごしやすい環境にしていきたいと考えております。引き続きまた啓発とかをしていき、たくさん利用していただくようにしてまいりたいと思っておりますのでご協力の

方よろしくお願ひいたします。以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。続いてこども課長。

こども課長 はい、失礼いたします。私の方から少しご報告させていただきます。まず来年度の保育園の入所申し込みですが、先日、入所判定委員会がございました。申込者数279人に対して、200人の内定を出しました。つまり79人の方に不承諾を出しております。これにつきましては、今年中ですね、辞退届等を受けまして、来年の1月9日に2次募集をかけさせていただきますので、最終的な結果につきましてはご報告をさせていただきます。また学童につきましても、来年度の721人の募集枠につきまして、816人申し込みがございました。不承諾として100名ほど出ております。こちらは今現在辞退届を受付しているところですので、年明けにはまた2次募集をかけさせていただく予定ですので、またそちらの方の結果についてはお知らせさせていただきます。以上でございます。

こどもまんなか部長 時間のない中、申し訳ございません。今議会において補正予算が可決されまして、国の方から物価高対応子育て応援手当ということで、児童手当に上乗せで1人当たり2万円というのが、本町でも補正予算が通りましたのでこれから作業の方を進めてまいりたいと考えてございます。0歳から18歳の現在児童手当をいただいている方と今年度末、令和8年の3月31日までに生まれた子どもさんを対象とします。広陵町では一応予定では6,500人を対象に児童手当1人当たり2万円の上乗せと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

教育長 はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。それでは、これで終わります。